

東 海

A 入門コース（東海）

Aコース とは？

“知的財産権の存在は企業経営を変える”とも言われるほど知的財産権は企業にとって重要なものです。

このコースは、知的財産部門のみでなく企業の技術部門を含むあらゆる部門の方が、主要な知的財産権の法制度を**広範囲に亘り理解し、それらについての基礎知識を習得**することにより、企業における日常業務の中に知的財産権制度がいかに係わっているかを受講者に理解していただきます。

研修会場：愛知県産業労働センター

募集定員：80名

開催日(5日間)		講義課目	講師
6/14(水)	午前	1. 企業活動と知的財産権制度	大学 コーディネータ業務担当 福田 雄一 氏
	午後	2. 特許・実用新案制度	弁理士 森岡 正往 氏
6/15(木)	午前 午後	特許・実用新案制度	弁理士 森岡 正往 氏
	午後	3. 特許情報と特許調査	(株)日本電気特許技術情報センター 横山 貞彦 氏
6/16(金)	午前	4. 意匠制度	小西・中村特許事務所 弁理士 中村 知公 氏
	午後	5. 商標制度	
7/5(水)	午前	6. 著作権制度	NTTコムウェア(株) 山本 奈央 氏(新任)
	午後	7. 不正競争防止法・独占禁止法	(株)ミットヨ 園部 寛 氏(新任)
7/6(木)	午前	8. 知的財産契約概要	(株)神戸製鋼所 湯澤 啓介 氏
	午後	9. 外国特許制度	トヨタ自動車(株) 香川 和之 氏

1. 企業活動と知的財産権制度

知的財産関係の諸制度が企業とどのように係わり、企業はどのようにそれを利用しているかを知るために、特許・実用新案・意匠・商標制度を中心に知的財産権関係の諸制度のアウトラインを具体的な企業活動と絡めて講義をします。

2. 特許・実用新案制度

「技術開発の成果についての確な法的保護を受ける」ことは、企業活動を円滑に行うためにとても重要です。発明(考案を含む)の捉え方と主な制度上の手法を習得するために、特に出願・審査の手続の概要を具体的に例を挙げて講義します。また、他人の権利を尊重する上で不可欠な権利解釈の基本的な考え方についても講義をします。

3. 特許情報と特許調査

企業の知財活動においては、特許調査が重要な位置を占めており、調査の際には、目的に合わせて特許調査手法と特許情報を選択する必要があります。本講義では、特許調査の重要性、各調査方法、特許情報の活用方法について、講義します。

4. 意匠制度

人間の創造的活動のうち、技術的思想の創作は特許法・実用新案法で保護されますが、物品の美的な外観を求めて創作されるデザインは意匠法で保護されます。ここでは、意匠権について、権利取得から権利維持及び権利活用(行使)に至る一連の基礎知識を、企業実務に即して分かりやすく講義します。

5. 商標制度

商品やサービスの名称、ロゴ等については、使用者の業務上の信用保護の観点から商標法で保護されます。ここでは、商標権について権利取得から権利維持及び権利活用(行使)に至る一連の基礎知識を、企業実務に即して分かりやすく講義します。

6. 著作権制度

企業活動が特・実・意・商の四法以外の知的財産関連法にいかに関わっているかを知るために、特に著作権法の概要について具体例をもとに講義をします。

7. 不正競争防止法・独占禁止法

企業活動が特・実・意・商の四法以外の知的財産関連法にいかに関わっているかを知るために、特に不正競争防止法(営業秘密等)・独占禁止法の概要について自社権利の保護や他社権利の対応の具体例をもとに講義をします。

8. 知的財産契約概要

契約は、当事者である法人の従業員や職員自身はその規定を理解し遵守されるものでなければなりません。これを知るために、秘密保持契約、共同研究契約を中心に知財に関連する契約等について具体例をもとに講義をします。

9. 外国特許制度

企業が外国に特許出願する目的や、その目的に応じた特許・国を選択する上で、発明者やその発明に関連する部門の方が考慮すべきことを知るために、知的財産権関係の国際条約や欧米を中心として外国特許制度の骨格を講義します。